

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 9 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 2 9 日から 令和 8 年 1 1 月 6 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 2 6 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 1 月 1 1 日から 令和 8 年 1 1 月 1 8 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 0 月 9 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
	買受可能価額（円）			固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 920, 000 1, 536, 000	一括	384, 000	26, 924	5, 769
1	350, 000				
2	1, 570, 000				

物 件 目 録

1 所 在 旭川市春光台三条九丁目
地 番 3番11
地 目 宅地
地 積 241.02平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 旭川市春光台三条九丁目 3番地11
家屋 番号 3番11
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 64.80平方メートル
2階 58.32平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 8月20日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市春光台三条九丁目
 - 地 番 3 番 1 1
 - 地 目 宅地
 - 地 積 241.02 平方メートル
 - 共有者 A 持分 2 分の 1
 - 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 旭川市春光台三条九丁目 3 番地 1 1
 - 家屋 番号 3 番 1 1
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 - 床 面 積
 - 1 階 64.80 平方メートル
 - 2 階 58.32 平方メートル
 - 共有者 A 持分 2 分の 1
 - 共有者 B 持分 2 分の 1



令和7年(ケ)第27号
令和7年10月15日受理
令和7年11月10日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 旭川市春光台三条九丁目
地 番 3番11
地 目 宅地
地 積 241.02平方メートル

(2 所 在 旭川市春光台三条九丁目 3番地11
家屋 番号 3番11
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 64.80平方メートル
2階 58.32平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示（未実施）		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐ 地積図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

その他の事項

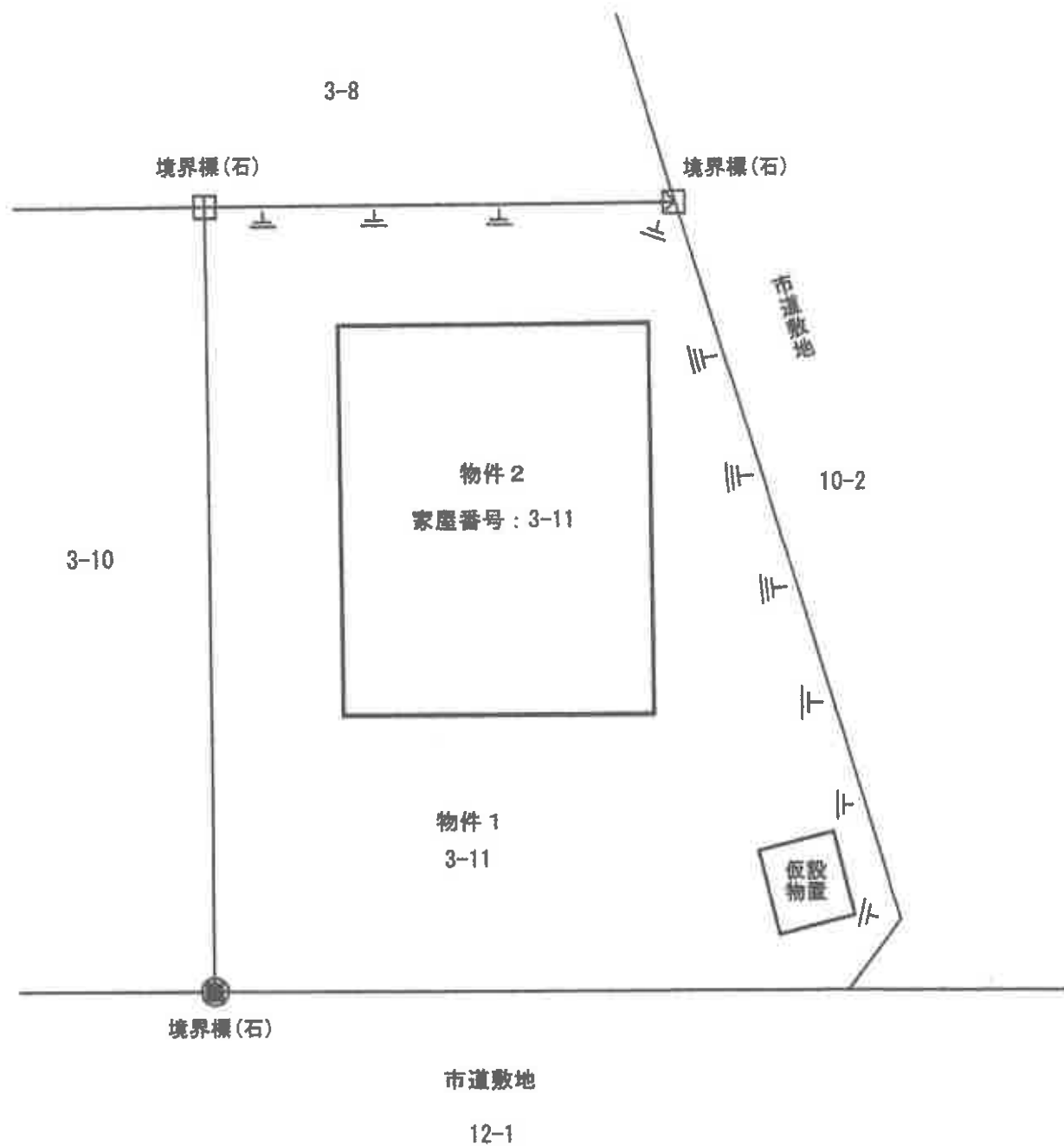
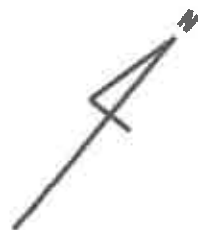
- 1 本件土地上の略西角、略北西角及び略南角にそれぞれ境界標（石）が確認できたため、これらを基点に実地において概測を行ったところ、本件土地はほぼ公図等のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略南東側及び略北東側でそれぞれ市道と接面する角地であり、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地周辺は傾斜、高低差を含んでいるが、本件土地の大半は概ね平坦に造成されており、略南東側市道及び略南西側隣接土地（3番10）とはほぼ等高であるが、略北東側市道からは最大約1.0メートル高く、略北西側隣接土地（3番8）からは最大約0.5メートル高くなっている。
- 4 本件土地には、木製仮設物置（約3.60平方メートル）が存在する。
- 5 本件建物等には、以下の損傷、劣化、汚損等が存在する。
 - (1) 1階居間の床の劣化
 - (2) 1階洋室1の壁クロスの汚損
 - (3) 1階台所の床及び壁クロスの汚損
 - (4) 1階洗面・脱衣所の床の汚損
 - (5) 1階洗面・脱衣所の壁クロスの剥離
 - (6) 玄関ドア下部の劣化
 - (7) 玄関前の支柱及び玄関前階段部分の劣化
 - (8) 本件建物の外壁の損傷
 - (9) 本件建物壁面の換気口フードの損傷
- 6 本件建物には、上記のほか全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 7 本件建物は現在空き家状態であるため、1階洗面・脱衣室内に設置された給湯器を含む設備稼働の可否については不明である。
- 8 本件建物の2階の床には、若干の傾斜、歪みがあると思われる。
- 9 上記のほか「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民 (R7年10月20日聴取)	1 本件建物には老夫婦が居住していましたが、数年前に奥さんが亡くなり、その後はずっと旦那さん（以下「債務者」という。）が一人で暮らしていました。 2 ここからは伝聞ですが、一年程前に債務者が倒れているところを発見され、救急車で病院に運ばれて入院となり、退院後はそのまま施設に入所になったと聞いています。どこの施設に入所したのかまでは分かりません。 3 奥さんが亡くなった以降は債務者以外の人が本件建物に居住しているのを見たことはありません。債務者が入院してから今に至るまで本件建物は空き家状態だと思います。

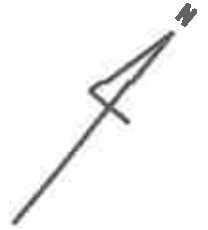
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年10月15日 (水) 15:20-15:55	物件所在地	物件確認、写真撮影、近隣住民事情聴取
R7年10月16日 (木) 16:10-16:20	旭川市役所	税務関係資料交付申請書提出
R7年10月17日 (金) 15:30-15:40	旭川市役所	上記税務関係資料受領
R7年10月20日 (月) 15:00-15:25	物件所在地	現況調査期日通知のため訪問 (不在)、事務連絡投函、近隣住民事情聴取
R7年10月29日 (水) 13:15-14:00	物件所在地	立入調査、立会人A同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を立ち会わせ、当職があらかじめ所有者から借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和7年10月29日 目的物件は不在であったが、1階居間の略南西側窓が施錠されていなかったため、立会人Aを立ち会わせ、同窓から建物内に立ち入った。		

土地建物位置関係図 (概略)

縮尺：約 1 / 150



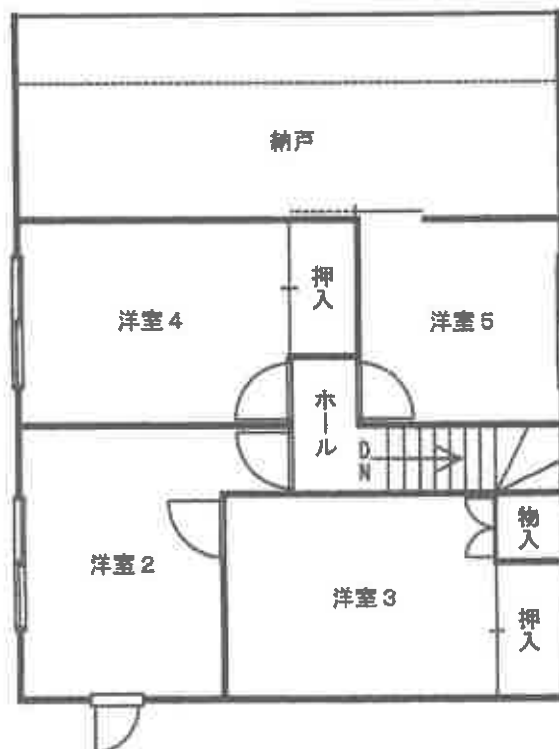
建物間取図 (概略)



1 階



2 階



1



本件建物の外観、本件土地の形状

2



同上

3



1 階居間

4



1 階和室

5



1階洋室1

6



1階台所

(10 枚目)

7



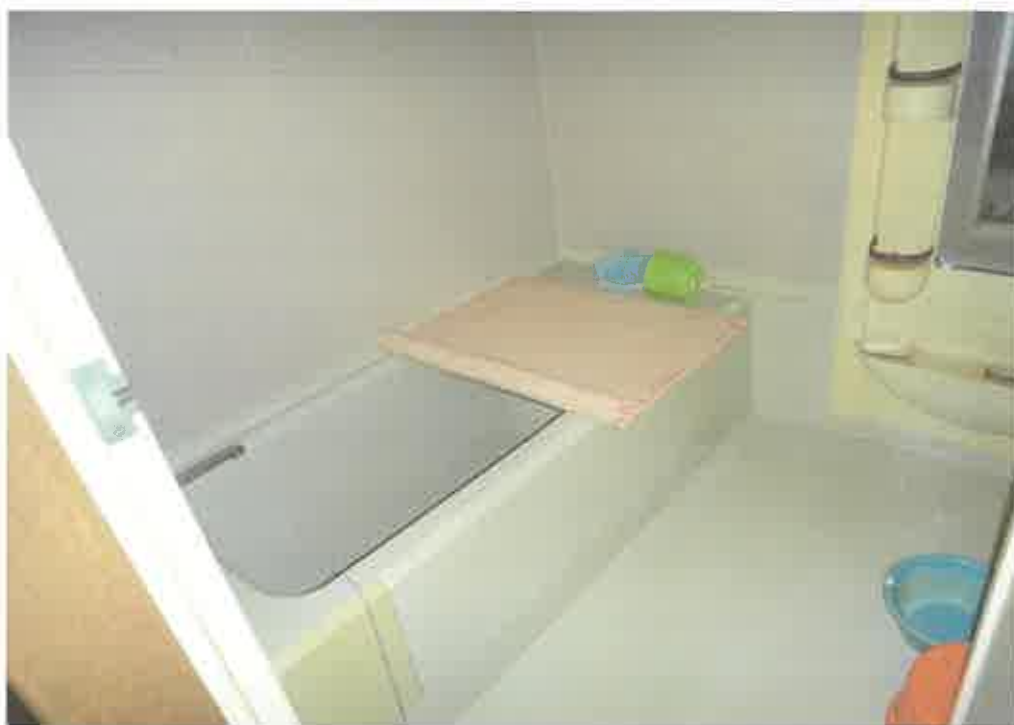
1 階洗面・脱衣室

8



同洗面台

9



1 階浴室

10



2 階洋室 2

11



2階洋室3

12



2階洋室4

13



2階洋室5

14



2階洋室5から通ずる納戸

15



1 階居間の床の劣化

16



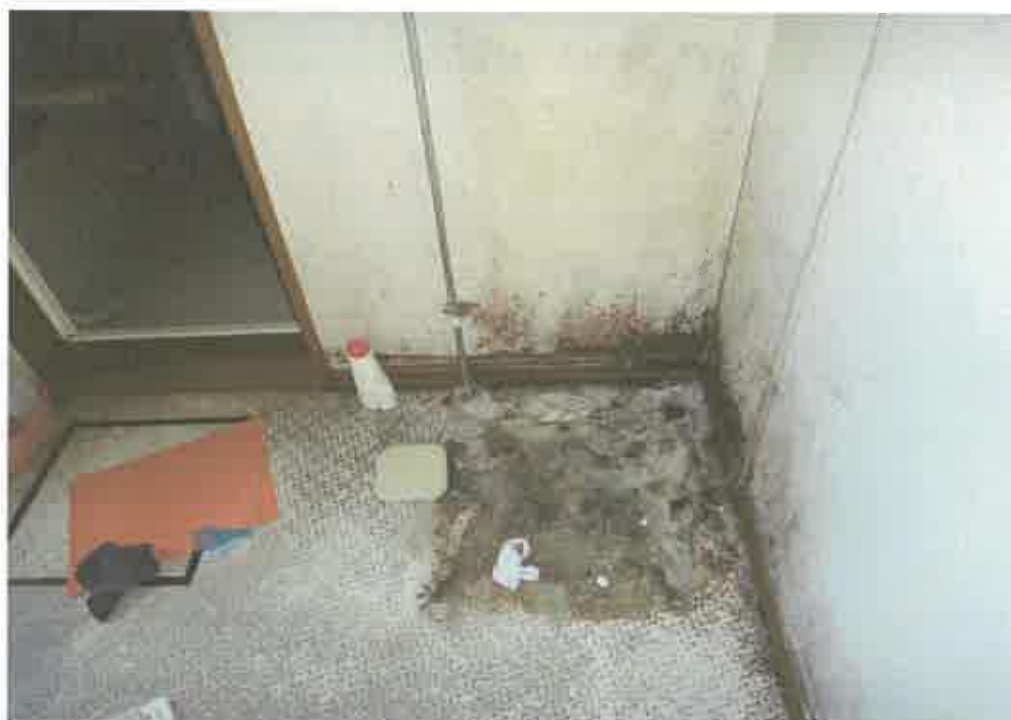
1 階洋室1の壁クロスの汚損

17



1 階台所の床及び壁クロスの汚損

18



1 階洗面・脱衣室の床の汚損

19



1 階洗面・脱衣室の壁クロスの剥離

20



玄関ドア下部の劣化

21



玄関前の支柱及び玄関前階段部分の劣化

22



本件建物の外壁の損傷

23



本件建物壁面の換気口フードの損傷

24



木製仮設物置

令和 7 年（ケ）第 27 号
令和 7 年 10 月 29 日 現地調査
令和 7 年 11 月 10 日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

清 水 寛 泰

第1 評価額

一括価格	
金 1,920,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 350,000 円
物件2(建物)	金 1,570,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	旭川市春光台三条九丁目 3番11 宅地 241.02 m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市春光台三条九丁目 3番地 11 3番11 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 64.80 m ² 2階 58.32 m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 函館本線「旭川」駅のほぼ北方、道路距離約 9.3 km に位置する。 道北バスの最寄り停留所「春光台 3 条 9 丁目」の北西方、道路距離 320m に位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況	一般住宅の中に空地が見られる郊外の住宅地域である。 地勢は傾斜、高低差を含んでおり、利便性の程度は劣る地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% — 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域 建築物の高さ制限 10m 建築等の際の制限の詳細については、旭川市担当部署に問い合わせのこと。
画地条件	南東側間口約 16.1m、奥行南西側 18m のほぼ台形地である。 東角に 2m の隅切がある。	
接面道路の状況	南東側が幅員 8m の舗装市道、北東側が幅員 23m の舗装市道に接面する角地である。 いずれの道路も建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり

特 記 事 項	① 現地調査及び登記簿による過去の履歴調査、旭川市環境指導課への聴取等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。(北海道教育委員会・北の遺跡案内にて確認) ③ 本件土地で確認できた3カ所の境界標(石)を基に概測した結果、ほぼ公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。 ④ 付近一帯は傾斜、高低差を含む地域であるが、本件土地の大半は概ね平坦に造成されている。 南東側市道及び南西側隣接土地(3番10)とはほぼ等高であるが、北東側市道からは最大約1m高く、北西側隣接地(3番8)からは最大約0.5m高くなっている。 ⑤ 本件土地上に木製仮設物置(約3.60㎡)が存する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件 2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成 7 年 4 月 20 日新築 経過年数 約 31 年 経済的残存耐用年数 約 4 年
仕 様	構 造：木造 2 階建 屋 根：カラートタン 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス、プラスターボード 天 井：ビニールクロス、プラスターボード 床：フローリング、畳、クッションフロア等 設 備：電気、給排水、都市ガス、灯油による給湯・暖房等 その他：
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり 延 123.12 m ²
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 6LDK
品 等	中位の下
保守管理の状態	全体的に老朽化が目立つ建物で、保守管理の状態は劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	① 新築時に建築確認済、検査済である。（旭川市建築指導課） ② 換気口フードの損傷、サイディングの傷みが認められる。 ③ 玄関周辺については、ドア下部、支柱、階段が劣化している。 ④ 居間の床に劣化が見られる。 ⑤ 洋室 1 の壁クロスに汚損が見られる。 ⑥ 台所の床及び壁クロスに汚損が見られる。 ⑦ 洗面・脱衣所は、壁、床に汚損が目立つ状態で、壁クロスの一部が剥離している。 ⑧ 2 階の床には、若干の傾斜、歪みがあると思われる。 ⑨ 現在空家の状態で、設備稼働の可否は不明である。 ⑩ アスベスト含有建材等の使用については、不明のため、注意を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	4,100	1.03	241.02	0.90	916,000

ア 標準画地価格

第6 参考価格資料記載の地価公示地等との規準及び同一需給圏内の類似地域等に所在する取引事例価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：角地＋5%、台形地－2%と査定した。

$$(100\% + 5\%) \times (100\% - 2\%) = 1.03$$

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応性から－10%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	188,000	123.12	0.11	2,546,000

ウ 現価率

経過年数31年、経済的残存耐用年数4年、残価率5%とした定額法（現価率16%）と観察減価法（物理的減価等による補正を－30%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = 16\% \times (100\% - 30\%) = 11\%$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	916,000	0.30	法定地上権	275,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ ×オーカ
1	916,000	－275,000		0.80	0.70	－	350,000
2	2,546,000	＋275,000	－	0.80	0.70	－	1,570,000
一括価格（合計）							1,920,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正

本件土地建物の現状、立地を考慮し、同種物件の需要動向、潜在するリスク等を総合的に勘案した結果、市場性は劣ると判断して0.80を乗じた。

オ 競売市場修正

評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して0.70を乗じた。

カ その他の控除減価：なし

第6 参考価格資料

1 地価公示地（旭川ー44）

所 在：旭川市春光台4条8丁目14番5

価 格：4,100円/㎡

位 置：JR「旭川」駅 道路距離9.3km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：359㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南西側8m市道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率60%

地 域 の 概 要：一般住宅の中に空地も見られる郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 712,696円

物件2 1,923,210円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

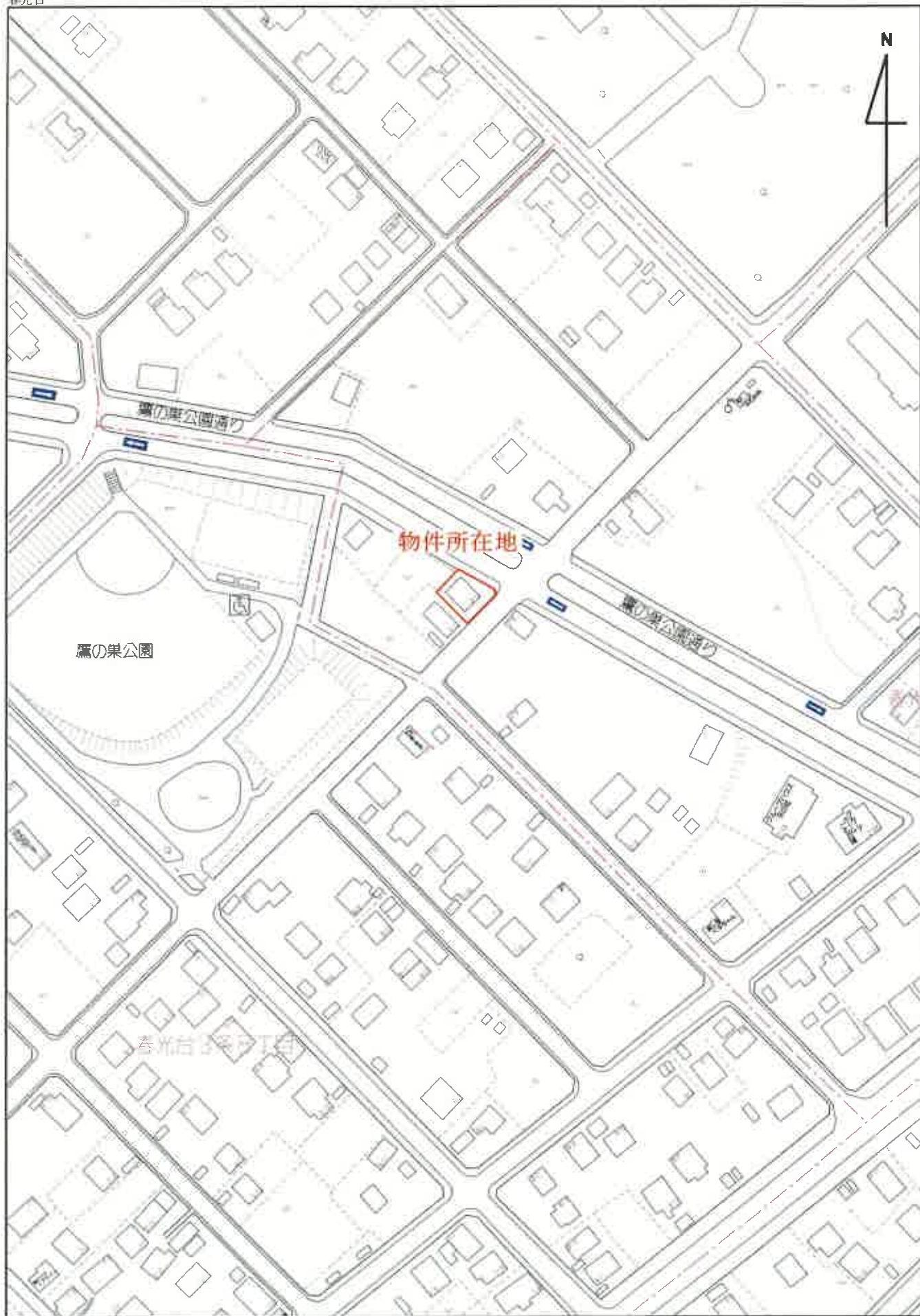
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（地図に準ずる図面）写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上



位置図 (国土地理院提供)

春光台



鷹の巣公園

物件所在地

春光台 5-2-1

70 m

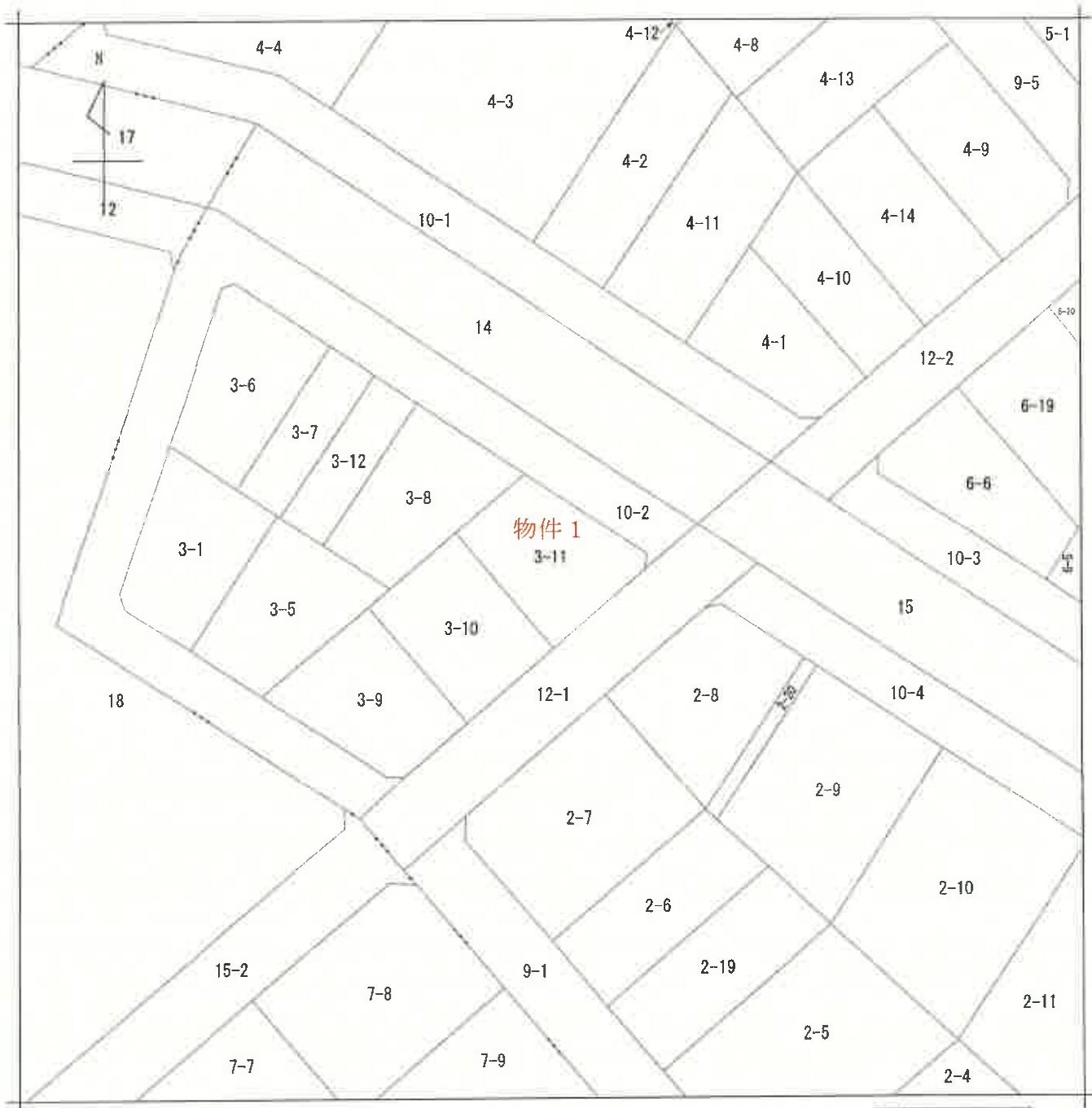
Copyright (C) 2025 ZENRIN CO., LTD.

位置図

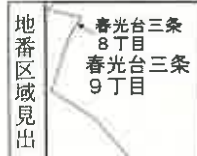
無断複製禁止
北有鑑定株式会社

Z23H00397-20251110142839

©2025 ZENRIN CO., LTD. (Z25AB第700号)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	旭川市春光台三条九丁目				地番	3番11			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和44年4月22日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。本図はA3版をA4版に縮小したものである。
(旭川地方法務局管轄)

令和7年8月25日
福岡法務局

地図整理番号：M76029

登記官

(1/1)

登記年月日 昭和53年12月7日

106969

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
昭和53年8月25日 福岡地方法務局 登記官

図 所在地積測量図

地 番

土地の所在

角測量

1	2.000	X	1.200	+	2	=	1.30000
2	2.000	X	0.776	+	2	=	0.77600
3	2.000	X	0.767	+	2	=	0.76700
4	2.000	X	1.009	+	2	=	1.00900

面積計算

①	1	$(10.278 + 15.315) \times 18.800 \div 2$	=	242.612500
②	2	$242.612500 - 0.776000$	=	241.836500
③	3	$(10.278 + 15.315) \times 18.800 \div 2$	=	242.612500
④	4	$(9.603 + 14.724) \times 11.112 \div 2$	=	242.543042
⑤	5	$242.543042 - 1.298000$	=	241.245042
⑥	6	12.170×11.112	=	242.572440
⑦	7	$(9.291 + 15.315) \times 11.112 \div 2$	=	242.572440
⑧	8	$(16.129 + 10.800) \times 18.800 \div 2$	=	242.061000
⑨	9	$242.061000 - 0.767000$	=	241.294000
⑩	10	10.465×18.800	=	242.572220
⑪	11	$(10.800 + 16.129) \times 18.800 \div 2$	=	242.061000
⑫	12	$242.061000 - 1.009000$	=	241.052000



角測量詳細

作製者

(昭和53年12月7日作製)

申請人

縮尺 1/1000

昭和五拾三年十二月七日

登記年月日：平成27年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
旭川地方方法務局管轄
令和7年8月25日 福岡法務局 登記官

010449

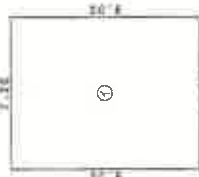


家屋番号 3-11

建物図面
各階平面図

建物の所在
旭川市基光台3条9丁目3番地11

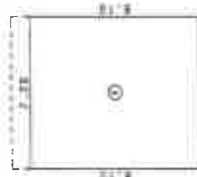
1階



① 7.20 x 9.00 = 64.8000

床面積 64.80㎡

2階



② 7.20 x 8.10 = 58.3200

床面積 58.32㎡

3-8

物件2

3-10

3-11

道路



作製者

日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

平成27年4月27日

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

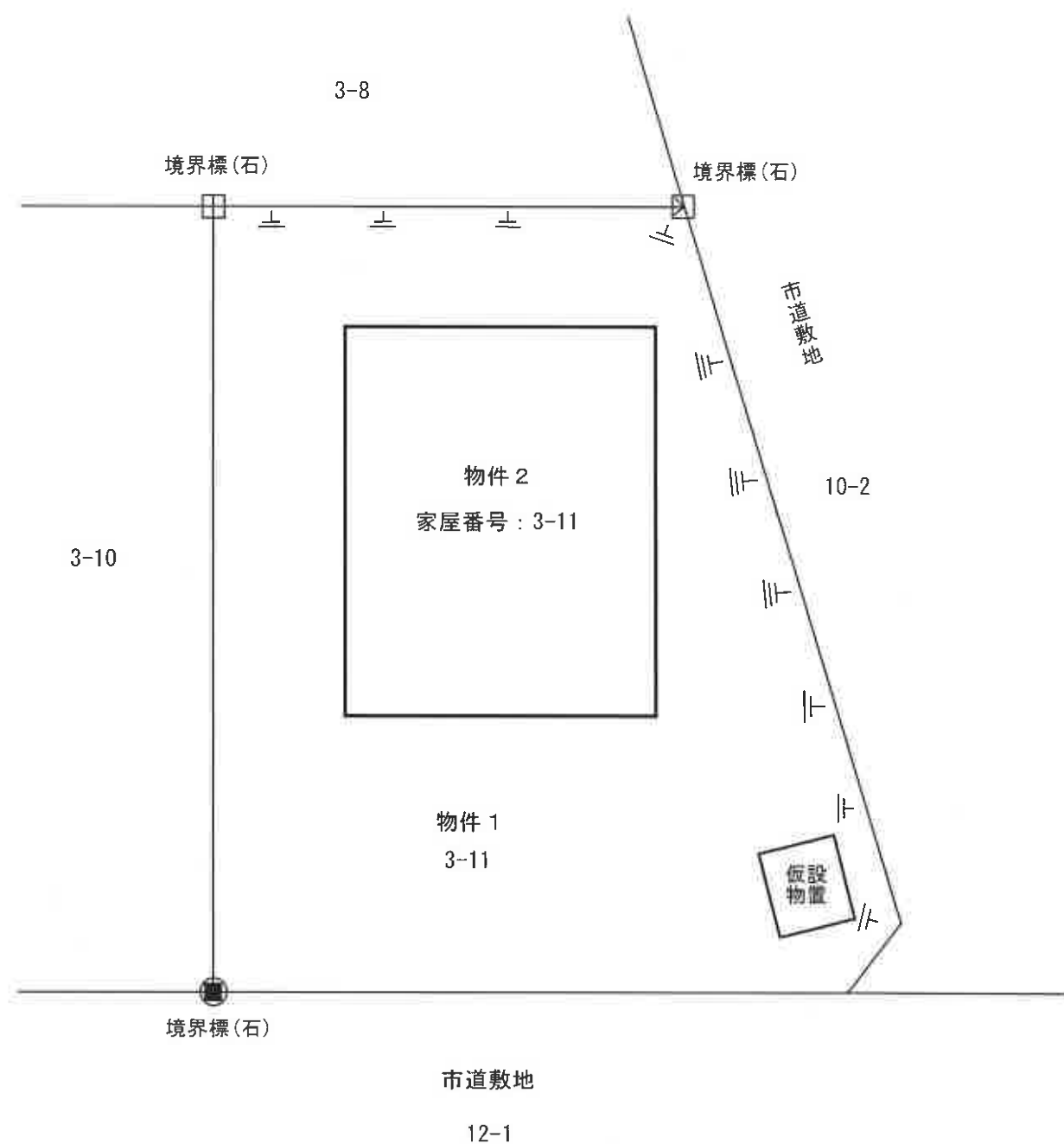
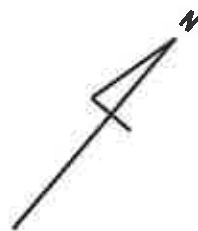
93-2 № 014360

地図整理番号 M76031

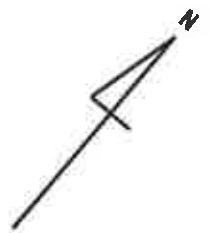
本図はA3版をA4版に縮小したものである。

土地建物位置関係図 (概略)

縮尺：約 1 / 1 5 0



建物間取図 (概略)



1 階



2 階

